

第14回教育委員会会議

1 日時 平成30年6月19日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次 教育長

森末 尚孝 委員

巽 樹理 委員

平井 正朗 委員

大竹 伸一 委員

内藤 和彦 教育次長

大継 章嘉 教育監

金谷 一郎 顧問

多田 勝哉 総務部長

水口 裕輝 指導部長

川阪 明 学事担当部長

忍 康彦 学事課長

盛岡 栄市 中学校教育担当課長

堀川 隆史 企画担当課長

大西 忠典 首席指導主事

村川 智和 公設民営担当課長代理

三木 信夫 生涯学習部長

松村 智志 生涯学習担当課長

向 喜代和 生涯学習担当課長代理

稲生 優子 企画担当課長代理

飯田 明子 学校力支援担当部長

渡瀬 剛行 首席指導主事

野嶋 敏一 教育センター所長
赤石美保子 教育センター首席指導主事
江野 一 ICT企画調整担当部長
中野下豪紀 ICT企画調整担当課長
井上 省三 教務部長
窪田 信也 教職員服務・監察担当課長
眞野 麻美 教職員服務・監察担当課長代理
山野 敏和 総務課長
川本 祥生 教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

議案第61号 平成31年度水都国際中学校及び咲くやこの花中学校選抜方針について【継続審議】

報告第4号 水都国際高校の教育課程について

協議題第3号 将棋大会について

協議題第4号 大阪市部活動指針について

協議題第5号 総合教育会議について

議案第46号 職員の人事について【継続審議】

議案第62号 職員の人事について

協議題第6号 職員の人事について

なお、議案第46号及び第62号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、協議題第5号及び第6号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

- (4) 議事要旨

【山本教育長】 6月1日付で新たに教育委員に就任いただいた大竹委員からご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

【大竹委員】 大竹です。このような職はやったことがありませんので、見当違いな意見等を言うかもわかりませんが、ご容赦いただきたいと思います。また今後、皆さん方の意見も聞きながら、少しでも大阪市の教育の質を高めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

会議案件の審議前に大阪府北部を震源とする地震の状況について説明。

山野総務課長からの説明要旨は次のとおりである。

昨日の大阪府北部を震源とする地震について報告する。幼児、児童、生徒の安否について小学校から高等学校まで計13校から17人の負傷の報告を受けている。けがの程度はいずれも軽症で、負傷した場所は17人中9人が登校中、8人が自宅である。事務局職員及び学校園の教職員の安否について、重大な被害に関する報告は現在のところ受けていない。

施設の被害については学校から順次報告をいただいている。学校と元学校を合わせて52施設で壁にひび割れができたという報告を受けている。現状の把握と安全確認を行った上で順次補修の内容を検討してまいりたい。社会教育施設の状況については、中央図書館で壁のひび割れがあり、難波市民学習センターで天井の石膏ボードのかけらが落下していたが、いずれも安全性は確認済みと報告を受けている。

昨日、高槻市においてコンクリートブロックを使用しているプール塀に関して痛ましい事故があった。本市において図面等で確認したところ、同様のコンクリートブロックを使用しているプール塀の学校は46校あった。本日、施設整備課の担当職員が現状の確認を本日中に行うべく巡回をしているので、その結果を受け、対応策を検討してまいりたい。そのほか、学校内でコンクリートブロックを使用している学校については、ひび割れや傾きの点検をするように指示をしている。

昨日は全校園を臨時休業措置としたが、発災時に既に登校している児童生徒も多数いたため、学校で安全を確保した上で、保護者の在宅を確認して下校させるなどの措置をとった。また、必要に応じて、残っている児童・生徒に対して給食も実施した。

本日は東淀川区の井高野中学校を断水の影響で休校とし、その校下小学校の井高野小学校と東井高野小学校についても休校としている。いずれも校長の判断によって休校としている。いずれの学校についても一旦登校した児童生徒については学校で安全の確保をさせ

し、給食も実施している。

社会教育施設の臨時休館については、昨日中央図書館を臨時休館としたが、本日は全ての施設が通常どおりの営業をしている。

学校給食について、昨日は簡易給食で実施したところや、休校のため未実施というところがあったが、本日は休校の学校を除き全校で通常通り実施をしている。

議案第61号「平成31年度水都国際中学校及び咲くやこの花中学校入学者選抜方針について」を上程。

川阪学事担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

前回、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ修正を行った。

水都国際中学校入学者選抜方針案2の(1)について、委員より、大阪市居住の児童の方の応募資格について、居住要件が大阪市内であることについて明確にするのがよいとの意見をいただいたので、今回、「出願時点で大阪市内に居住していること」及び「4月1日以降も引き続き大阪市内に居住していること」を明記した。

また、2(1)の②の保護者に関するただし書きのうち、「原則として父母。父母のいずれかがない場合は父また母」の記載について、委員より、父母のどちらかがいない家庭への配慮から削除するべきとのご意見をいただいた。民法第818条において親権者について規定されており、当該文言を削除しても応募資格への影響はないことから、今回、「本人に対して親権を行う者。親権を行う者がいない場合は後見人」と表現を修正した。

2の(2)について、応募資格として書かれた内容と、それを反映させた3ページの内容が異なっており、2の(2)の内容のほうがわかりやすいと委員よりご意見をいただいたため、今回整理を行った。これにより、(1)は市内居住者、(2)は海外から来られる方の応募資格と明確に分けることができた。

なお、咲くやこの花中学校の入学者選抜方針案の保護者に関するただし書きの記載についても、水都国際中学校の方針案における修正を踏まえて文言の整理を行っている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 基本的に流れはこれで理解しました。今後のことですが、2020年度から学習指導要領が大きく変更されます。大学入学共通テストに関する問題の作問の方向性が文科省から出されましたので、作問のあり方について、それを踏まえて小、中、高の連携

を見据えて検討してほしいと思います。

【川阪部長】 ありがとうございます。

【山本教育長】 前回、受験する立場あるいは受験者の保護者の立場からわかりやすい整理するよというご意見をいただき、訂正をしたものです。今、平井委員から、新しい学習指導要領に伴うカリキュラムの変更の心構えをご指摘いただきましたので、また十分意識してお願いいたしたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第4号「水都国際高等学校の教育課程について」を上程。

大西首席指導主事からの説明要旨は次のとおりである。

水都国際高校のカリキュラムの特徴について報告する。国際バカロレア・ディプロマプログラムのコア科目である、「TOK」「EE」「CAS」という3つの科目を全員が履修することが大きな特徴となっている。国際バカロレアのプログラムは、求める学習者像を中心に据えたうえで、「TOK」「EE」「CAS」といったバカロレア独特のコア科目を学ぶ。この3つのコア科目に関して、本校では全員の生徒に履修させたいと考えている。特に「TOK」は、知の理論と言われる科目で、通常の日本の学習指導要領にはない科目である。これは知識をどう獲得しどう使いこなすか、正解のない問題に対応する力を身につけるための学習で、論理的思考力、批判的な思考力、狭い見方にとらわれない思考力、コミュニケーション能力を養うための授業である。これら3つのコア科目の授業を教育課程内又は課外活動として行う。

2点目の非常に大きな特徴として、円の一番外側にある6科目について、特にバカロレアの科目の英語の部分に関して、バカロレアのプログラムとしての英語の学びを全校生徒に共通で履修させたいと考えている。教育課程の帯表において、「TOK」や、「EE」、「IB英語」といった内容を、教育課程の時間割の中にバカロレアコース以外の生徒も履修するような形で位置づけている。一番右の縦の列がバカロレアコースの生徒の時間割表になる。「IB英語」という表現は、ディプロマ・プログラムの学びで英語の授業を行うということを知りやすく示したものである。ほかの「IB○○」という表現も同様の理由としている。

なお、以前は高等学校を各学年35単位で設定し、毎日7時間授業としていたが、いろいろアドバイス等もいただき、今回は33単位で編成している。

本校においては、国際バカロレアコース以外の生徒に対しても国際バカロレアの学びを全員に履修させるという点が非常に大きな特徴である。現在、国内の学校教育法第1条に規定される学校で、国際バカロレアの認定校は十数校あるが、このような授業形態をとっている学校は無く、本市が初めての試みであり新たな挑戦になる。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 これ結構だと思いますが、意見としてまず1つは、文科省は、社会に開かれた教育課程をうたっています。ここは戦略特区を使った独自のものですのでYMC Aがすればよいと思いますが、教育課程をシラバス化して公表することを考えてはどうかと思います。全部すると大変ですので、バカロレアだけにするなど特化してシラバス化して公表するなど検討してはどうかと思います。特に気になるのは、教務内規、留学内規、生徒指導内規です。生徒指導内規などは場合によっては生徒手帳に一部公開されているところもありますので、シラバスの公開も含めて考えないといけないと思います。

もう1つは、この教育課程の表です。学習指導要領が改訂されますので、これは2年間しか使えません。新しいカリキュラムを組む必要があるので、並行しながら新カリキュラムの体制づくりをした方がよいと思います。またご検討よろしくお願いします。

【大西首席】 ありがとうございます。検討いたします。

【大竹委員】 バカロレアは東京都にもありますが、IBでも全員に向けてバカロレアのいろいろな考え方を入れていくことは非常にいいと思います。ただ戦略特区ということなので、カリキュラムの中でももう少し柔軟に考えてもいいのかなと思います。文部省からの教育課程編成上の制約というのが今回あったのか、なかったのか、YMC Aに確認はしておいたほうがいい気がします。

【大西首席】 文科省からのカリキュラム上の制限は二、三ありまして、そこに関しては全て、今回作成の教育課程において落とし込んでいます。

【大竹委員】 逆に言うと、それに従って落とし込む必要はないのではないかというのが私の意見です。せっきくの戦略特区ですので、もう少し柔軟に対応ができるのではないかと思います。たまたま自分たちがやろうとしていることが、文科省からの制限と合っていたから落とし込んだ感じがしますが、それに合わせて落とし込んだと言われると、逆ではないかなと思いますので、そこは確認いただければと思います。

【異委員】 6月30日に学校説明会がありますが、保護者からは必要経費がすごく高い

イメージを持たれていると思いますが、ここはどのように説明される予定ですか。

【大西首席】 説明会では、留学の経費などいくら費用がかかるかは一通り示させてもらう予定です。

【異委員】 1年生は共通科目ということで、2年生になったらコース分けがされますね。このコースによって負担金が変わってくるイメージですか。

【大西首席】 はい。国際バカロレアの資格を取るコースに関しては、国際バカロレア機構に支払う登録料、資格試験料等があり、プラスで20万円近くの費用がかかります。それ以外の生徒に関しては、短期留学等の費用は別として、基本的な授業の経費では通常の学校と大差無いようにしたいと考えています。

【異委員】 2年生のときのコース分けは、希望するとそこに入れるのですか。それとも成績の順ですか。

【大西首席】 国際バカロレアの資格を取るコースは相当ハードなコースですので、もちろん保護者、本人とも十分にカウンセリングをして決めていきますが、コースごとの定員があるわけではありません。

【森末委員】 このIB数学や数学Ⅱについては、基本的に希望どおり選択できるということでのいいのですか。

【大西首席】 はい。例えばIBの数学ですと、やはりIB数学の学び特有のものがありますので、そこも十分説明した上で選択いただくこととなります。途中でドロップアウトするのが一番よくないと思いますので、そこは十分、本人保護者と話をして選択いただきたいと思っています。

【森末委員】 IBの数学を選択しましたが、やはり普通の数学に戻ります、ということとは可能でしょうか。

【大西首席】 はい。その辺は考えています。

【平井委員】 入口保障、中身保障、出口保障というのがあります。その出口保障の部分で、今はもう日本全国、教師の長時間労働是正も含めて、外部資源を活用しています。戦略特区上の最大限の強味も生かして、情報を外部から取るということを検討いただきたいと思っています。また、中身保障について、イマージョン教育は英語を通じて数学や理科を教えることは評価しますが、うまくいっているところと、うまくいっていないところがあります。数学や理科のイマージョン教育には弊害もありますので、十分情報を集めて、この学校の生徒に合う形にしたらどうかと思います。事例研究、ケーススタディーをされる

とよいと思いますので、また検討してみてください。

【大西首席】 検討いたします。ありがとうございました。

【山本教育長】 さきほどの説明で、全ての生徒がI Bに行ける形にして、本人の希望でどのコースを選ぶかが選択できるということですが、その趣旨はよくわかるし、それでいいと思いますが、大きな偏りが生じる可能性もあるわけですね。それは実態的に支障にはならないのですか。

【大西首席】 時間割編成上のことですので、実態的には大きな影響はないと思っています。

【山本教育長】 バカロレアコースにほとんどの人が行きたいと言ったときに、入る余裕はあるのですか、現実的に。

【大西首席】 実際、日本のバカロレア認定校のバカロレアコースでも多くても20人程度となっています。カウンセリングを重ねた結果の20人となっていますので、現段階ではそれぐらいの人数という想定をしています。

【山本教育長】 切磋琢磨の中で絞られていくということだと思いますが、我々の心構えとしては、そこを抜けてきた子どもがある程度数が出たら、それに対応していくことを保障する必要があると思います。またY M C Aをフォローしていく必要もあると思いますので、よろしくをお願いします。

協議題第3号「将棋大会について」を上程。

森末委員からの説明要旨は次のとおりである。

先日、堺市と堺市教育委員会が主催の、今年度で31回目となる阪田三吉名人杯将棋大会に参加した。800人ぐらいの規模で、大変盛大に行っていた。

囲碁、将棋については教育振興基本計画にも取り上げたが、論理的思考能力を含む地頭をよくする効果があると言われており、私も実際そのように感じている。大阪市においてもこのような大規模な、子どもから高齢者まで参加できるような大会ができないか調査をいただいた上で、開催の可能性について模索したいと思っている。生涯教育の観点からもよいことだと思っており、協議題として今回上げさせていただいた。

質疑の概要は次のとおりである。

【山本教育長】 堺市では、それだけの規模の大会をしていますが、大阪市では何らか

の将棋大会というのは今はないのですか。

【多田部長】 いくつか調べましたところ、まず、中学校の部活動として、参加校が12校ほどで団体戦のトーナメント戦が行われています。そのほか生涯学習ルーム事業として、各小学校の教室を使って地域の方々の活動として、大阪市内で10団体が活動されています。日本将棋連盟との共催の形でトーナメント戦を行っている事業もあります。また、区独自で、例えば福島区で福島警察署が主催で、青少年の健全育成を目的に将棋大会を開かれている例もあります。

【森末委員】 そういう形でどんどんやってもらえたらありがたいですが、アドバルーン的に大きな大会をやりたいと思っています。今、藤井聡太さんとか、有名な人が出ていますし、大阪は強い棋士がたくさんいます。また、将棋連盟は大阪に本部がありますので、かなり協力をいただけたらと思います。堺市の大会でもかなり有名な棋士の方が来られていて、負けた人と指導対局するなど、とても盛り上がりを感じられたので、ぜひともこの大きな大会ができないものかと思っています。お金もかかりますので、いろいろ課題はあるでしょうが、教育委員会だけでなく市長部局、あるいは企業の協賛を得るなど、いろいろな方法があると思いますので、ぜひとも考えていただきたいと思っています。

【平井委員】 私は教育活動に無駄はないと思っていますので、よいと思います。予算の問題が最初に出てくると思います。どれぐらいの規模になるかという想定が必要ですので、マーケット情報を押さえてやればよいと思います。こういった知的活性化というのは本当に大事だと思います。

【森末委員】 ありがとうございます。

【平井委員】 こういったことに無駄はないですし、学校現場でもこういったことは積極的にやらせる風潮ですので、やられたらよいと思います。大事なことは予算と時期と、どれくらい集めるかということです。単に開催するだけではなかなか集まりません。例えば、クラブ1つとっても、スポーツ系でしたら、今はやりのダンスならすぐに集まります。将棋についても、これをすれば論理的思考力がつくから参加した方がよいなどの誘導が大事だと思います。やることは全然問題ないと思います。

【大竹委員】 地頭というのは非常に大事で、東京や関西の大学でも、碁を単位として認めるという動きになっています。考えるということでは、やはり囲碁将棋はいいツールだと思いますので、ぜひ積極的にやられたらいいと思います。

【森末委員】 ありがとうございます。

【異委員】 これを本市で具体的に進めるとなった場合は、主催、特別協力、後援など、いろいろな形があると思いますが、どのような形を検討していますか。

【多田部長】 堺市の阪田三吉名人杯では、文化施策の所管部署が担当しており、本市では市長部局の部署が文化施策を所管しています。今回、教育委員会議の中で発案をいただいていますので、教育委員会が所管する形で進めていくとなりますと、やはり教育的な視点での目的の整理が必要になると思います。

【異委員】 また、大阪市の大会があれば、目玉となるような名人の方も探さないといけません。また、せっかく開催するのであれば単年度で終わるのではなくて、小学校のわんぱく相撲のような、継続して毎年できるような大会になればよいと思います。

【多田部長】 活動として定着させていくためにも、裾野を広げて、大会としての権威づけにつなげることができればと考えていますので、事務局でも一度よく考えさせていただきたいと思います。

【森末委員】 生涯教育の観点もありますので、よろしくをお願いします。

【山本教育長】 ありがとうございます。皆さんからそういった形の賛同の趣旨があったということで、市内部としても事務の進め方の問題としていろいろやり方がありますので、教育的な観点と、生涯学習的な観点と、どちらも含めた形が最終的にはいいと思いますが、当初はやはり地頭という形で教育的な要素を含めて事業内容を拡大化させた上で、社会教育的な生涯学習の要素も加味してやっていけばよいと思います。できれば今年度中に一定の話を固めて、事業の実施の可否をまた委員の皆さん方にご判断いただくなり、ご意見をいただけるような形でお願いしておきたいと思います。

【森末委員】 ありがとうございます。よろしくをお願いします。

協議題第4号「大阪市部活動指針について」を上程。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成25年9月に策定した大阪市部活動指針について、スポーツ庁が3月に策定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ改定するため協議いただきたい。前回の教育委員会会議での意見を踏まえた修正内容を中心に説明する。

前回議論のあった府が示す方針との関係に関して、国のガイドラインにおいて「市区町村教育委員会等の学校の設置者は、都道府県の方針を参考に活動方針を策定する」とある点についてスポーツ庁に確認したところ、「策定の順序を示したものではないので、市のほ

うが都道府県より先行することについて特段の問題はない。ただし、都道府県内で調整していただく必要はあるので、参考にという表現としている」ということであった。府教育庁とは連携を図り、今回の大阪市の方針案の内容及び大阪市が先行して策定することについてご理解をいただいている。

今後のスケジュールについては、7月8月を準備期間として各学校において本市の部活動指針に基づいた各学校の活動方針を策定し、教職員、生徒、保護者等への周知を進め、9月から12月を試行実施期間として、部活動指針に基づいた活動を進めるとともに学校ごとに随時課題を整理、修正を行い、学校協議会で協議いただいたうえで平成31年1月から大阪市部活動指針の完全実施をしてまいりたい。前回の説明では完全実施の時期を平成31年4月としていたが、既に準備が整っている学校もあることから、全体のバランスを考え、2学期に各学校で開催される今年度2回目の学校協議会でご議論をいただいた上で実施することと変更している。

全体構成について、目次の項目の1と3の順番を入れかえ、2の項目を追加した。2の項目では、部活動指針の概要版のリーフレットに示した6つの基本的な考え方を記載し、この考え方が今回の指針の大きな柱となっていることを示している。

資料9ページの「開かれた部活動について」の欄における「練習内容」の文言について、細かく縛るのは顧問、学校の負担になるのではという指摘を踏まえ削除をした。

資料10ページの「指導・運営に係る体制の構築」の欄において、長時間勤務の解消の観点から、校長による教職員の時間管理及び健康管理について追記をした。

資料12ページの、「適切な休養日等の設定」について、上段に囲みを設け、生徒がバランスのとれた生活を送ることができることが基準設定の趣旨であるということを強調して示すようにした。また、一定期間内に休養日の振りかえを行うという趣旨から「週間、月間等で活動頻度を確認するなどバランスを考慮すること」と追記を行った。また、(2)の休養日の設定の記載について、委員からの指摘を踏まえ表現を変更している。顧問は生徒及び保護者から理解を得られる範囲の中で他の日にかわりの休養日を設定し、校長へ申請を行う。校長はバランスのとれた生活に支障がない範囲であるという判断のもとで承認する、としている。校長の承認を得るにあたっては、顧問より教頭を通じて書面で申請することとし、申請様式を学校に示すとともに、校長の判断の参考になるよう、具体例を申請書類で明記したいと考えている。また、(3)の長期休業中の休養日の記載について、委員の指摘を踏まえ、具体例を「夏期休業中など連続して1週間程度の休養期間を設けるなど」と

示している。

資料13ページにおいて、委員からのご意見を踏まえ、「保護者の役割」から「保護者のみなさんへ」に表現を変更した。

資料14ページにおいて、委員からのご意見を踏まえ、部活動指導員の説明を強調する形に修正をしている。以上が大きな修正点となっている。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 文書の目次の修正について、「部活動の意義」があつて「部活動の位置づけ」という順が一般的かと思いますが、今回はどんな議論だったのですか

【飯田部長】 ここは前回議論があつたところでは無く、事務局内で検討した結果の修正になっています。1の「部活動の位置づけ」は、学習指導要領における位置づけとして、国で統一的な考え方となっており、3の「部活動の意義」は、大阪市独自のプレイヤーズファーストの理念も含めて少し掘り下げた内容になっています。

【大竹委員】 「部活動の意義」というのは包括的な理念で、その後、「部活動の位置づけ」として、逆の順のほうがいいと思ったのですが、その点についてはどういう議論があつたのですか。

【飯田部長】 事務局では、あくまでも内容的な議論しかしていません。

【平井委員】 普通は大体、概要から入って、詳細になると思います。

【渡瀬首席】 また持ち帰って、事務局で議論をさせていただきたいと思います。

【平井委員】 部活動について言えば、安心・安全の観点で熱中症の問題があります。例えば、体育館やグラウンドの温度が35度になる場合でも、体育館の中で冷房があつたら可能とするなどの記載があればよいと思います。そういった部分を明記していかないと、現場サイドからすると難しいと思います。

【渡瀬首席】 熱中症については、教育委員会から日々の危険度を示した通知が学校に来ます。現場でそれを見ながら、危険の場合は部活動を中止したり、早く切り上げることが各学校で指示されています。資料16ページに部活動の安全な実施と事故の防止として触れていますが、ここに今ご指摘いただいたような内容を踏まえた項目を入れられるか検討いたします。

【平井委員】 学校の管理職が了解をする際に、どの学校でも同じ目線が必要になると思います。当然のことながら、子どもの状況も違うし温度も違うので、教育委員会の判断

で線引き的なものを考えてもらおうとありがたいと思います。一度検討してみてください。

【異委員】 一番現場の先生が注目されるのは、おそらく適切な休養日の設定だと思えます。大阪市の方針では学校休業日の部活動は3時間程度としています。問い合わせがあった場合に、説明責任を果たせるようにする必要があるので、よろしく願います。

【渡瀬首席】 ありがとうございます。学校休業日の部活動については3時間程度としています。国では週当たり16時間未満が望ましいとされています。16時間から平日4日×2時間を引きますと、残り8時間になります。土日に活動するとして8時間を2日で割ると4時間となりますので、そういう趣旨の説明になると思っています。

高等学校においては、原則はもちろん平日2時間、休業日3時間ですが、学校の実情や生徒の発育・発達段階に応じて週16時間の範囲を留意してほしいと考えています。

協議題第5号「総合教育会議について」を上程。

野嶋教育センター所長からの説明要旨は次のとおりである。

来週6月26日に行われる総合教育会議の説明資料について説明する。教育振興基本計画において、平成25年度からの第1ステージでは、現役世代への重点投資として校務支援ICT事業や学校教育ICT活用事業を推進している。平成29年度からの第2ステージでは、子どもたちに直に響く施策の展開、教育を支える力の育成を課題とし、重点的に取り組んでいる施策として、ICTを活用した教育の推進、課題と成果の見える化や支援の重点化に向けて取り組みを進めている。

本市の学校教育ICT活用事業の現状については、平成24年度にモデル校を決定し、環境整備や教員研修を実施し、ICTを活用した協働学習や個別学習などの充実を目指して取り組んできた。平成25年度、平成26年度の2年間でそのモデル校におけるICTを活用した授業の実施、検証を行い、大阪市スタンダードモデルとしている。この検証結果を踏まえて、平成28年の3月には全小中学校に基本40台のタブレット端末などICT機器を整備してきた。また、ICT環境を充実させるため、校内LAN環境の再構築を行っている。

LAN環境の整備について、昨年度には主に電力線を利用して92校の再構築事業を完了し、本年度と来年度の2年間で残りの281校の工事を進めたいと考えている。タブレット端末の活用状況について、平成29年度はそのLAN環境の整備もあり、平成28年度の活用回数と比較して伸びがみられている。また、ICT活用の効果検証については、平成28

年度から区に1校以上となるようにモデル校を29校に拡充し、3年間の実証研究を進め、昨年10月には平成28年4月から1年間の検証結果をまとめた中間まとめを公表している。事業にかかわってモデル校で児童・生徒にアンケートした結果、モデル校におけるICT活用指導力の高い教員が担当する児童・生徒において、タブレットを使うと「自分の意見や考えをわかりやすく説明できる」「友達やクラス全体での話し合いがしやすくなる」等、肯定的な回答が高い状況であった。また、標準学力検査をモデル校で実施した結果、ともに学力の向上が見られた。ICTを活用した事業の成果としては、学習意欲の向上、学びの活性化、学習理解の促進、学力向上、学力に課題がある児童・生徒への学習効果が明らかになっている。

大阪市の全小中学校で見ると、タブレット端末を活用した授業づくりの教員の意識や活用指導力は高まりつつあるものの、校内LAN等の違いや、学校規模におけるタブレット端末の台数の状況等から、まだまだタブレット端末の活用にはばらつきがある状況であり、ICT活用指導力の向上とタブレット端末の活用率の向上が課題である。将来的には現有資産であるこのタブレット端末のさらなる活用を図り、児童・生徒一人一人の日々の学習履歴のデータを蓄積することにより、一人一人の学習履歴の客観的、経年的な実態を把握し、より一層個に応じた指導への充実を図っていきたいと考えている。

江野ICT企画調整担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

タブレット端末活用の促進に関して、「ア、学力向上・体力向上」に関しては、算数の図形などタブレットの活用が効果的な単元について、DVDやハンドブックを配布することで全校での活用を進めたいと考えている。児童・生徒用のデジタル教科書について、現在は指導者用のみの活用となっているが、今後活用を検討してまいりたいと考えている。次に、タブレット端末を活用した学習系ソフトウェアや自主学習用のeラーニングについては、モデル校等において導入し、放課後学習や家庭での宿題等への活用を検討してまいりたいと考えている。体力調査のデータについても活用を検討してまいりたいと考えている。

「イ、安心・安全」に関しては、SNS等を活用した、いじめ・不登校の相談の活用として、いじめに関する相談やスクールカウンセラーへの不登校の相談への活用を検討してまいりたい。また、児童・生徒の日々の生活状況を入力できるソフトウェアやキャリア教育の充実に向けたソフトウェアの開発、活用など、児童・生徒個々の生活指導や進路選択への活用を検討してまいりたいと考えている。

また、学習系ソフトウェアやeラーニング及びイのSNS等を活用したいじめ・不登校の相談に加え、学級通信等、保護者への通知等の配信への活用について検討するため、先進モデル校や小中一貫校などにおけるタブレットの家庭への持ち帰りについて、個人情報やセキュリティー対策を確保した上でモデル実施を検討してまいりたいと考えている。また今後、家庭で所有しているタブレット端末の活用についても検討してまいりたいと考えている。

指導の質の改善・エビデンスに基づく施策の展開に関して、既存の校務支援システムや事務局で保有している客観的・経年的な学力調査の変化を可視化して一人一人の学習理解度などを学校ごとに見える化することで、個に応じた効果的な指導方法の実践に生かす等、学力向上や学校力のアップにつなげていくことができると考えている。

教育ビッグデータの活用の目的としては、本市において経年的に分析可能となっている学力調査に加え、これまで蓄積されていない一人一人の学習履歴や行動記録などのビッグデータをタブレット端末などを活用して集積し、変化の可視化、分析を行うことで教育の成果と課題を見える化するとともに、効果的な指導方法や学習行動などの知見を得ること、各児童・生徒、学級、学年、学校ごとの課題を見出し、それぞれの課題に応じた効果的な指導方法や必要な施策の企画立案を行い、児童・生徒の学力保障と本市全体の学力向上につなげることとしている。

現状における課題については、教育の成果を定量的に評価することの難しさ、データ分析に必要な専門的知見の不足、データが一元的に管理されていないといったような点が挙げられる。

データの分析（成果と課題の見える化）については、統計学などの専門家から助言を得ながら、児童・生徒の学習行動などのデータを分析し、効果的な指導法などを構築し、教育政策の根拠（エビデンス）を提供してまいりたいと考えている。今後、有識者の入ったワーキンググループなどの検討の場を設け、検討してまいる。

データ分析結果の活用については、データ分析の結果は学校や教員が指導に生かすとともに、児童・生徒の自学自習及び児童・生徒、保護者への情報提供に活用してまいる。また、効果的な教育政策の企画立案や学校支援に生かすことで本市全体の学力向上につなげていきたいと考えている。教育ビッグデータの活用については、今後、有識者も含めた検討組織において、詳細について検討してまいりたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 学力向上という点からは、ICTはあくまでもツールです。大阪市の場合には小学校1年生から英語を実施しています。英語についてさらに向上を図っていくためには、子どもの興味・関心を引く必要があります。文法訳読方式をやっているようではだめで、4技能のバランスが問われることになります。例えば、小学校低学年のときからICTのツールを使って英語を行うことも検討いただきたいと思います。小学校には英語の教員が少ないです。やはりツールとして何か使っていく必要があるので、英語の担当部署と連携して検討してほしいと思います。

eラーニングはとても大事です。教育振興基本計画にどれだけリンクしていくかが大事です。教育振興基本計画の到達目標は高く、必ずしも全部達成できるわけではありません。何年かけても達成できるような取り組みが必要です。そのときにeラーニングやタブレットを使ってシラバス化、カリキュラム化していくというのがとても大事です。またご検討してもらえたらと思います。

【大竹委員】 今回の説明にあったように、例えばビッグデータを使って教育の質を高めたいとしても、ストーリーがないといけないと思います。最後にどうしようとしているのかを明確にしていく必要があると思います。

皆さん方がICTで何をしようと思っているのか、何をしたいというのを明確にさせていただいて、そのためにデータを集めるにはこういう方法がある、そのために設備はこれが必要で、そのためにセキュリティーも要る、という話にしていけないといけません。

【山本教育長】 議論のポイントについて整理をして当日を迎えるようにする必要があります。

議案第46号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

第9回の教育委員会会議において継続審議とした議案第46号について説明する。

本件は、小学校教頭が同校の教諭から病気休職に係る健康審査会の審査に必要である診断書を受け取った際に休職願の提出がなかったことから、無断で休職願を作成したことによる懲戒処分案件である。事務局では教頭が不正に作成した休職願が私文書であると判断し処分を検討してきたが、前回の会議において休職願の性質について法的に整理する必要

があるとのこと指摘をいただき、継続審議となった。

その後、本件休職願の文書の性質について、本市のリーガルサポーター制度を利用して弁護士から意見をいただきながら、私文書に当たるのか公文書に当たるのか、検討してきた。

弁護士からは、公文書管理条例と職員基本条例で公文書の考え方に若干の違いがあるが、今回の休職願については、公文書管理条例を厳格に適用すると私文書と考えられる文書であり、公務員が職務上作成すべき文書でないものまで作成時点で公文書であるとするのは妥当ではない、との意見をいただいた。

弁護士からの意見も踏まえ検討を行った結果、本件休職願を不正に作成した行為は、基本条例第28条の別表28項の「公文書を不正に作成し使用すること」には該当せず、そのほかにも類似する非違行為の記載がないことから、別表の11項「職務命令違反行為により公務の運営に支障を生じさせること」の処分量定、減給又は戒告と同程度のものと考えている。

本事案の教頭の行為は厳罰に処すべき行為であるが、その過程において、教頭が当該教諭から受け取った診断書に基づき、引き続き療養が必要であると判断したことについては合理性があり、他の教職員に会いたくない状況をおもんばかって所要の手続を行うことで、当該教諭をかばう意図であったものであることから、当該教諭の処分は戒告としてまいりたい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 職員基本条例28条の別表11項と28項では、その量定がかなり異なります。この文書をどう解するかによって、減給又は戒告とするのか、免職又は停職とするのか、量定が異なってくることになります。説明では公文書管理条例の考え方を引っ張っているということですね。前回、疑義が生じると意見したのは、手続的にしっかりしていただきたいという趣旨でしたので、リーガルサポーターからこういう意見をいただいたということ踏まえれば、個人的に少しすっきりしないところはありますが、これでいいのかなと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第62号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は高等学校管理作業員、処分内容は、地方公務員法29条による懲戒処分として停職二月としたい。

事実の概要について、本件は当該職員が同校敷地内あるごみ置き場等において、平成29年8月ごろから平成30年4月中ごろまで週1、2回、1日に1、2回程度勤務時間中に喫煙を行った事案である。また、平成29年5月ごろから平成30年4月中旬まで週に1回から3回、勤務時間中に20分程度、自身のポータブル型テレビで業務に関係のない内容のテレビ番組を視聴していた。

処分量定について、この間、喫煙処分については全市的に停職処分としていたが、前年度より、正当な理由なく勤務中に私的な行為を繰り返し行うとして職務を怠ることや職務命令違反については、それぞれ戒告または減給として基準を改めてきた。本件においては、これまで校園敷地内の禁煙の徹底を図ってきた点、勤務時間中にも校務業務に関係のないテレビを使用していた職務専念義務違反について加重要素と考えている。また、約1年間にわたり行為を行っていた点、平成28年度に懲戒処分を受けているにもかかわらず、前回の処分から1年足らずで同様の被行為を行っていることから、停職2月が相当と考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 約1年前に、喫煙の停職一月が重たいか軽いかという議論があって、今後はもう少し軽くしましょうとなりましたが、この職員については、過去に処分を受けたにもかかわらず、喫煙とテレビ視聴という職務専念義務違反を継続的にしているので、停職2月でやむを得ないと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第6号「職員の人事について」を上程。

多田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

7月1日付の事務局の組織の改正に伴う人事異動について説明する。近年の児童・生徒数の急増に対応するために、昨年度に市長をトップとした局横断的なプロジェクトチームを置き、従来の手法にとらわれない新たな視点での児童の受け入れ対策の議論を重ねてきた。プロジェクトチーム会議において取りまとめた対応策の具体化に向け、今後9月以降

の議会あるいは予算などの日程を見据えつつ、この取り組みについて速やかに計画を策定し推進する必要があることから、関係先との調整あるいは庁内的な体制として、強力に推進する業務を担うための学校環境整備担当部長を新設し、この部長級をトップとする体制を構築してまいりたい。

学校環境整備担当部長の設置に伴い、教育委員会事務局の内部組織について定める大阪市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する予定である。

7月1日付で教育長急施専決処分を行い、7月10日の教育委員会会議で報告案件として改めてお諮りする予定である。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
